

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北島町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健法関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

## 評価実施機関名

徳島県北島町長

## 公表日

令和5年12月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>番号法別表第1 49の項 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収又は母子健康包括支援センターの実施に関する事務であって主務省令で定めるものであり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>2. 新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>3. 健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>4. 妊娠届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>5. 母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>7. 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>8. 未熟児訪問指導の実施に関する事務</li> <li>9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</li> <li>10. 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務</li> <li>11. 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</li> <li>12. サービス検索・電子申請機能での受領</li> </ol> <p>番号法別表第2に基づいて、本町は、母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	保健総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

保健総合システムファイル 宛名情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第1 49の項</li> </ul> </li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40条</li> </ul> </li> </ol>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2、70の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2省令における情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (別表第2省令における情報照会の根拠) 第38条の3、第39条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1 088-698-8909

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「請求先」	総務課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9801	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	保健指導に関する事務	母子保健に関する事務 項目を追加	事前	
令和1年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(なし)	番号法別表第二項番69の2 番号法第19条、第21条、別表第二 第69の2項 主務省令並びに母子保健法第10 条等	事前	
令和1年6月14日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	接続しない	十分である	事前	
令和1年6月14日	【表紙】 評価書名	保健指導に関する事務 基礎項目評価書	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和1年6月14日	【表紙】 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	保健指導に関する事務	母子保健に関する事務	事前	
令和2年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	保健総合システム	保健総合システム 統合宛名システム 中間 サーバー・ソフトウェア	事前	
令和2年1月27日	2. 特定個人情報ファイル名	保健総合システムファイル	保健総合システムファイル 宛名情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番49 番号法第9条第1項、別表第一 第49項並びに 母子保健法第10条等	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条	事前	
令和2年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番69の2 番号法第19条、第21条、別表第二 第69の2項 主務省令並びに母子保健法第10条等	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2、70の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第38条の3、第39条	事前	
令和2年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月30日時点	令和1年12月31日時点	事後	時点修正
令和2年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月30日時点	令和1年12月31日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健相談センター	子育て支援課	事後	

